

3. 行財政改革と議会改革 ～2014年市政取組方針について～

2014年市政取組方針は、一昨年の有識者会議行財政改革に関する答申である「局・区の自立経営」を具体化したものです。この狙いは、今後とも歳入増が見込まれない中で、局・区で新たな事業を行う場合は局・区の重要度が低い事業をやめることを意味します。また、課・係を見直して統廃合し、職員を削減し事業の外注化を進めます。このことは「官製ワーキングプア」を生み出す懸念があります。

私は「公契約条例」（*注3）を作り、市契約事業従事者の雇用条件を保障すべきと考えます。また、この新しいポイント制を活用し、事業の外注化ではなく、業務を整理して司書、ソーシャルワーカー、地域コーディネーターなど専門職員を増やし、雇用創出と市民サービス向上を図るべきと提案しています。

市政取組方針では、区役所機能の強化と地域・NPO・企業の連携による新しい福祉サービスを謳っており、住民自治を育成していくことは賛同できます。その目的の一つは、地域資源を活用できるようにし、介護保険の一部を市町村に移管されることへの準備と言えます。その財源の一部に赤い羽根募金が使えるよう自治協議会の中に校区社会福祉協議会を組み入れる提案をしています。

市の施設についても整理が求められています。さいたま市では市民から公募した委員会を作り見直しをしています。福岡市も利用者である市民の声が反映できるよう公募市民による検討委員会を作るべきだと提案しています。

私は、市民ニーズを反映させ、事業の必要性・妥当性・透明性を市民が検証できるように、川崎市が実施している「区民会議」の設置、事業の優先順位を市民が評価する「市民参画予算」、市民生活に大きな影響を及ぼす事業については「住民投票」で決める仕組みが必要だと考えます。

<高島市長の2014年市政取組方針の要点>

- ① 各局・区は人件費をポイントに換算し、割り当てられたポイント内で職員配置が出来るともに、割り当てられた予算内で自由に配分できる
- ② 市長二役は独自にトップマネジメント費用と行財政改革推進等を奨励する費用を持ち、行革を進めるための経費は別枠で区・局予算に配分することで局・区をコントロールする
- ③ 局は区の意向を反映するように求め、区役所機能を高める

(*注3) 公契約条例

自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している条例。ワーキングプアに配慮し、最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されている。

p42 から、野田市・川崎市・多摩市・相模原市における公契約条例について調査報告している。